

隊友会新聞 27年 2月号記事

公的年金制度（11）

退職共済年金と失業給付の調整

今回は、退職共済年金を受けている人が雇用保険法による失業給付を受ける場合の年金との調整を取り上げます。

Q 昭和 27 年 3 月生まれで自衛隊を定年退職し、民間の会社に再就職していましたが、3 月末で退職することになりました。雇用保険に加入しておりましたので次の仕事が見つかるまで失業給付を受けたいと思っております。この場合、特別支給の退職共済年金はどうなるのですか？

A 会社を退職することにより厚生年金保険の被保険者資格を喪失することになりますので、在職により一部支給停止または全額支給停止されていた特別支給の退職共済金は全額支給されることになります。

しかしながら、特別支給の退職共済年金を受けている人が雇用保険の失業給付（雇用保険法の基本手当を指します。）をうけるためにハローワークで求職の申込をすると特別支給の退職共済年金（職域加算額に相当する額を除く。）は支給停止されます。

1 基本的な失業給付との調整

求職の申込を行った日の属する月の翌月から失業給付の受給期間（注 1）が経過した日の属する月または所定給付日数（注 2）を受け終わった日の属する月まで（これを「調整対象期間」といいます。）特別支給の退職共済年金は支給停止されます。

注 1： 受給期間は、原則として離職した日の翌

日から1年間です。

注2： 質問者の場合、雇用保険の被保険者であった期間が5年以上10年未満ですので基本手当の所定給付日数は90日になります。

ただし、調整対象期間において失業給付を受けた日とみなされる日が1日もない月がある場合は、その月分についての特別支給の退職共済年金が支払われず。

2 事後精算について

調整対象期間中において、失業給付を受けた日とみなされる日やこれに準ずる日が1日でもある月については特別支給の退職共済年金が支給停止されることとなります。

このため、同じ日数分の失業給付を受給した場合でも、人によって年金の支給停止月数が異なるという不合理なケースが生じることがあります。

このため、失業給付の受給期間が経過した日（または所定給付日数を受け終わった日）において、一定の調整が行われます。これを事後精算といいます。

3 事後精算の仕組み

失業給付の受給期間が経過した日（または所定給付日数を受け終わった日）において、次式で計算した支給停止解除月数が1以上である場合には、その月の年金停止が解除され、直近の年金停止月より順次前に遡って特別支給の退職共済年金が支払われます。

$$\text{年金停止解除月数} = \text{年金停止月数} - \text{支給対象給付日数} \div 30$$

※ 支給対象給付日数 \div 30で1未満の端数が生じる場合は1に切り上げます

※ 支給対象給付日数には、待期期間（7日）や給付制限期間（1月以上3月以内）は含みません。

4 失業給付と年金の比較

基本手当には、年齢区分に応じた基本手当日額の上限額が定められております。平成26年8月以降の上限額は、6,709円（60歳～64歳）です。

年金と比較して有利な方を選択しましょう。

今回は、年金シリーズの最終回として「被用者年金制度の一元化」を取り上げます。